

合法木材等供給体制に関する研修の実施方針

1 趣旨

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)による「森林・林業・木材業界関係団体(以下「認定団体」という。)の認定を得て事業者(以下「認定事業者」という)が行う証明方法」(以下「業界団体認定」という)等に基づく合法木材等の供給について、調達側からの要請に応じて、供給量を確保しその信頼性を向上するため、合法性等の証明された木材の普及促進事業の一環として社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」という。)及び「認定団体」は、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施することとする。

2 研修の種類

研修の種類は、合法木材供給事業者認定団体研修(以下「認定団体研修」という。) 合法木材供給事業者研修(以下「認定事業者研修」という。)とする。

3 合法木材供給事業者認定団体研修(認定団体研修)

(1) 対象者

認定団体における認定事業者の審査及び運営の責任者及び主催者が認める者

(2) 実施時期及び場所

毎年1回開催することとし、日時及び場所を全木連が管理するホームページ「合法木材ナビ」上に公表する。

(3) 研修内容

違法伐採問題と業界団体認定事業の重要性を認識し、認定団体による合法木材供給事業者の認定及び運営を的確に行い、認定事業者研修の講師を勤めるために必要な知識を付与する。

(4) 受講結果の公表

責任者が研修を受講した団体の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。

(5) 受講証明書

全課程の受講者及び団体に受講証明書を交付する。

4 合法木材供給事業者研修(認定事業者研修)

(1) 対象者

認定事業体の分別管理・文書管理責任者及び主催者が認める者

(2) 実施時期及び場所

毎年、認定団体研修終了後順次実施することとし、受講者が出席しやすい場所を設定する。

(3) 研修内容

違法伐採問題と認定事業体の役割の重要性を認識し、認定事業体における分別管理・文書管理を的確に行うために必要な知識を付与するものとする。

(4) 受講結果の公表

責任者が研修を受講した認定事業体の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。

(5) 受講証明書

全課の受講者に、受講証明書を交付する。